

奈良市公報

号外第 9 号 令和 5 年 8 月規則等

令和 6 年 7 月 4 日 発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件 名	主 管
8	17	48	奈良市公印規則の一部を改正する規則	総務課
8	17	49	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則	保護課
8	17	50	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則	保護課
8	17	51	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則	教育総務課
8	18	52	給料等の支給に関する規則及び奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
8	25	53	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則	環境清美工場

告 示

月	日	番号	件 名	主 管
8	1	365	奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱	環境政策課
8	7	377	奈良市マンション管理計画の認定等に関する要綱	住宅課
8	7	378	奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
8	7	379	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
8	14	384	奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱	共生社会推進課

公 営 企 業

令和6年7月4日
(木曜日)

奈良市公報

号外第9号

月	日	番号	件名	主管
8	16	15	奈良市下水道条例施行規程及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程	給排水課
8	16	45	奈良市企業局ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱	給排水課
消 防				
月	日	番号	件名	主管
8	3	7	奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令	消防課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
8	31	8	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課

規

則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 48 号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和 25 年奈良市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表印刷等専用市長印の項を次のように改める。

印刷等専用市長印	3	てん書	方16	総務課	印刷及び電算処理用	1
	3の2					1
	3の3	かい書	長方形 縦4 横8	市民課	電算処理用（住民基本台帳カード事務、在留カード事務、特別永住者証明書事務及び個人番号カード事務に係るものに限る。）	1

別表ひな形の 3 の 2 の次に次のように加える。

3 の 3

奈良市長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 8 月 17 日揭示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 49 号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則（平成 27 年奈良市規則第 97 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「別表第 1 の 13 の項」を「別表第 1 の 14 の項」に改め、同条を第 15 条とする。

第 13 条中「別表第 1 の 12 の項」を「別表第 1 の 13 の項」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

第 13 条 条例別表第 1 の 12 の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下この条において「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務
- (2) 法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第 2 項の

規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務

(4) 法第 26 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 法第 29 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る資料の提供等の求めに関する事務

(6) 法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 法第 55 条の 8 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

(9) 法第 63 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

(10) 法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 8 月 17 日掲示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 50 号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 27 年奈良市規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号エ中「又は同法第 26 条」を「若しくは同法第 26 条」に改め、「という。）」の次に「又は生活に困窮する外国人に係る生活保護法第 19 条第 1 項に準じて行う保護の実施、同法第 24 条第 1 項に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項に準じて行う保護の変更、同法第 25 条第 1 項に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第 2 項に準じて行う職権による保護の変更若しくは同法第 26 条に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」を加え、同条第 2 号エ及び第 3 号ウ中「生活保護実施関係情報」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加える。

第 3 条第 2 号中「生活保護実施関係情報」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加える。

第 4 条から第 6 条までの規定中「生活保護実施関係情報」の次に「、外国人生活保護実施関係情報」を加える。

第 7 条から第 11 条までの規定中「生活保護実施関係情報」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加える。

第 14 条第 3 号中「介護保険法」の次に「（平成 9 年法律第 123 号）」を加え、同条第 4 号中「生活保護実施関係情報」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加える。

本則に次の 2 条を加える。

第 15 条 条例別表第 2 の 14 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第 19 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務

ア 当該対象者に係る健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

- イ 当該対象者に係る児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- ウ 当該対象者に係る児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付の支給に関する情報
- エ 当該対象者に係る児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- オ 当該対象者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 13 条第 1 項、第 31 条の 6 第 1 項若しくは第 32 条第 1 項又は附則第 3 条若しくは第 6 条の資金の貸付けに関する情報
- カ 当該対象者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
- キ 当該対象者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項の特定医療費の支給に関する情報
- ク 生活保護実施関係情報、生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）又は同法第 55 条の 5 第 1 項の進学準備給付金の支給に関する情報
- ケ 当該対象者に係る児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報
- コ 当該対象者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条（同法第 31 条の 10 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
- サ 当該対象者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 17 条の障害児福祉手当、同法第 26 条の 2 の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
- シ 当該対象者に係る道府県民税（地方税法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。））に関する情報又は市民税関係情報
- ス 当該対象者に係る母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 1 項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- セ 当該対象者に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 8 条第 1 項（同法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。）の支給に関する情報
- ソ 当該対象者に係る介護保険法第 18 条第 1 号の介護給付、同条第 2 号の予防給付若しくは同条第 3 号の市町村特別給付の支給又は同法第 115 条の 45 の地域支援事業の実施に関する情報
- タ 当該対象者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- チ 当該対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

- (2) 生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号アからチまでに掲げる情報
- (3) 生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務 第 1 号アからチまでに掲げる情報
- (4) 生活保護法第 26 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務 第 1 号アからタまでに掲げる情報
- (5) 生活保護法第 63 条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 第 1 号アからタまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第 1 号アからタまでに掲げる情報

第 16 条 条例別表第 2 の 15 の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）に定める事務（当該事務を処理するために提供を求める情報として生活保護実施関係情報を定めるものに限る。）とし、同項の規則で定める情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 8 月 17 日揭示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 51 号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 3 の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成 27 年奈良市規則第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「又は同法第 26 条」を「若しくは同法第 26 条」に改め、同号中「いう。）」の次に「又は生活に困窮する外国人に係る生活保護法第 19 条第 1 項に準じて行う保護の実施、同法第 24 条第 1 項に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項に準じて行う保護の変更、同法第 25 条第 1 項に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第 2 項に準じて行う職権による保護の変更若しくは同法 26 条に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）」を加える。

第 3 条第 2 号中「情報」の次に「又は外国人生活保護実施関係情報」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 8 月 17 日揭示済)

給料等の支給に関する規則及び奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 52 号

給料等の支給に関する規則及び奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料等の支給に関する規則（昭和 41 年奈良市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 3 号中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

別表第 2 職務の級 10 級、9 級及び 8 級の職員並びに 7 級の職員（市長が定める職員に限る。）の項中「並びに 7 級の職員（市長が定める職員に限る。）」を削り、同表職務の級 7 級の職員（市長が定める職員に限る。）及び 6 級の職員の項中「（市長が定める職員に限る。）」を削る。

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 43 年奈良市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 級の項中「13 こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務」を「13 こども園副園長及び保育園副園長の職務」に改め、同表の 6 級の項中

「6 保健所副所長の職務

「6 環境清美工場長の職務

7 環境清美工場長の職務

7 消防署長の職務

8 消防署長の職務

8 消防副署長の職務

9 消防副署長の職務

9 文化財防災官の職務

10 文化財防災官の職務

を

10 指揮救助隊長の職務

に改め、同表の 7 級の項中

11 指揮救助隊長の職務

11 中央図書館長の職務

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 12 中央図書館長の職務 | 12 高等学校事務室事務長の職務 |
| 13 高等学校事務室事務長の職務 | 13 農業委員会事務局長の職務 |
| 14 農業委員会事務局長の職務 | |
| 「5 相当の経験を有する保健所副所長の職務 | |
| 6 相当の経験を有する環境清美工場長の職務 | 「5 相当の経験を有する環境清美工場長の職務 |
| 7 相当の経験を有する消防署長の職務 | 6 相当の経験を有する消防署長の職務 |
| 8 相当の経験を有する文化財防災官の職務 | 7 相当の経験を有する文化財防災官の職務 |
| 9 相当の経験を有する中央図書館長の職務 | 8 相当の経験を有する中央図書館長の職務 |
| 10 相当の経験を有する高等学校事務室事務長の職務 | 9 相当の経験を有する高等学校事務室事務長の職務 |
| 11 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 | 10 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 |
| 12 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務 | |

改め、同表の 8 級の項中「5 消防長及び消防局の次長の職務」を「5 消防局の次長の職務」に、

「9 議会事務局次長の職務」を「9 議会事務局次長の職務」に改め、同表の 9 級の項中

- | | |
|----------------|----------------|
| 10 部長及び理事の職務 | |
| 「1 統括官の職務 | 「1 法令遵守監察監の職務 |
| 2 法令遵守監察監の職務 | 2 危機管理監の職務 |
| 3 危機管理監の職務 | 3 子どもセンター所長の職務 |
| 4 子どもセンター所長の職務 | 4 消防長の職務 |
| 5 消防長の職務 | 5 議会事務局長の職務 |
| 6 議会事務局長の職務 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則第 25 条第 3 号及び別表第 2 の規定並びに奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第 1 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 5 年 8 月 18 日揭示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 53 号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 48 年奈良市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「次に掲げる様式の納入通知書を」を「前項第 2 号アの場合にあつては納入通知書を、同項第 3 号の場合にあつては別記第 4 号様式をそれぞれ」に改め、同項各号を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 8 月 25 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 365 号

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 本市の脱炭素化を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日付環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）第 3 条第 3 号に規定する重点対策加速化事業を実施する者に対し、予算の範囲内において奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日付環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）及び奈良市補助金等交付規則（昭和 59 年奈良市規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、国交付要綱、国実施要領及び規則において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、別表に定める補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）において、次条に規定する補助事業等を実施することができる能力を有する者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) PPA 事業者、リース事業者又は本市内で事業を営む民間事業者（法人に限る。）であること。
- (2) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

(補助事業等)

第 4 条 補助事業等の補助対象設備等、補助対象施設、交付要件及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の法令等により、国、県、市等から補助金を受けて実施する事業は対象としない。

2 補助金の対象となる経費は、国実施要領別表第 1 に定めるとおりとする。

(実績報告)

第 5 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業等が完了した日から起算して 1 箇月を経過した日又は補助事業等が完了した年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

補助対象設備等、補助対象施設、交付要件及び補助金の額

補助対象設備等	補助対象施設	交付要件	補助金の額 (補助率)
太陽光発電設備（自家消費型）	ア 宿泊施設 （旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業を営む法人が設置する施設のうち、本市に設置する宿泊施設であって、同法第 3 条の許可を受けたもの。ただし、客室数が 10 室未満のもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する営業に供するものを除く。以下同じ。） イ 私立学校 （私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和 22 年	国実施要領 別紙 2 2 重点対策加速化事業 (2) 交付対象事業の内容 ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備（ア）太陽光発電設備（自家消費型）の交付要件のとおり ※PPA、リースによる設置も可能とする。	① 太陽光発電設備容量 1kW 当たりの補助金の対象となる経費（消費税等仕入控除税額を含む。）が、23 万円以上の場合 15 万円×太陽光発電設備容量 (kW)

	法律第 26 号) 第 4 条第 1 項の規定による認可を受けて、本市に設置する学校。以下同じ。) ウ 民間保育所等 (児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 39 条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園及び同条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、本市に設置するものであって、設置及び運営の主体が民間事業者であるもの。以下同じ。) エ 民間社会福祉施設 (本市との協定に基づき運営される民間福祉避難所施設及び民間指定避難所施設に限る。以下同じ。) オ 交通関連事業施設 (鉄道・バス※1・タクシー※2 事業者の事業用資産(例: 駅舎、車庫、事務所等)のうち、市内に所在するもの。以下同じ。) ※1 奈良県バス協会加盟事業者に限る。 ※2 奈良県タクシー協会奈良市部会加盟事業者に限る。		② 太陽光発電設備容量 1kW 当たりの補助金の対象となる経費(消費税等仕入控除税額を含む。)が、23 万円未満の場合 $15 \text{ 万円} \times A / 23 \text{ 万円} \times \text{太陽光発電設備容量 (kW)}$ A: 太陽光発電設備容量 1kW 当たりの補助金の対象となる経費(消費税等仕入控除税額を含む。)
太陽熱利用設備(太陽熱温水器)	ア 宿泊施設 イ 私立学校 ウ 民間保育所等 エ 民間社会福祉施設 オ 交通関連事業施設	国実施要領 別紙 2 2 重点対策加速化事業 (2) 交付対象事業の内容 イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地 (ケ) 熱利用設備 の交付要件 a のとおり	補助金の対象となる経費の $2/3$ ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。
高効率空調機器への更新	ア 宿泊施設	国実施要領 別紙 2 2 重点対策加速化事業 (2) 交付対象事業の内容 ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導 (チ) 高効率換気空調設備 の交付要件 a のとおり	補助金の対象となる経費の $1/2$ ※補助金の対象となる経費は、消費税等仕入控除税額を控除したものに限る。

(令和 5 年 8 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 377 号

奈良市マンション管理計画の認定等に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市マンション管理計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理組合 法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (2) 管理者等 法第2条第4号に規定する管理者等をいう。
- (3) マンション管理適正化指針 法第3条第2項第3号に規定するマンション管理適正化指針をいう。
- (4) 管理計画 法第5条の3第1項に規定する管理計画をいう。
- (5) 認定管理者等 法第5条の5に規定する認定管理者等をいう。
- (6) 認定管理計画 法第5条の8に規定する認定管理計画をいう。
- (7) 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定する管理計画認定マンションをいう。

(認定の申請等)

第3条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする管理組合の管理者等は、省令第1条の2第1項の申請書に、同項各号に規定する書類（以下「添付書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の規定による認定の更新について準用する。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第4条 前条に規定する認定の申請又は認定の更新（以下「認定申請等」という。）をしようとする者は、当該認定申請等を行う日以前に、法第5条の4各号（同条第4号にあっては、マンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。）に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの確認（以下「センターの確認」という。）を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(市長が必要と認める書類)

第5条 省令第1条の2第1項の規定に基づき市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条に規定する事前確認適合証
- (2) 奈良市マンション管理適正化指針に関する管理計画確認書（別記第1号様式）

(申請の取下げ)

第6条 認定申請等又は法第5条の7第1項の管理計画の変更に係る認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をした者が、市長の認定又は変更の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請取下届（別記第2号様式）を市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、認定申請等又は変更認定申請に係る管理計画が認定基準に適合しない場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第8条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（別記第4号様式）に、添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に届け出なければならない。

(変更認定申請)

第9条 認定管理者等は、変更認定申請をしようとするときは、省令第1条の10の申請書に、添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（別記第5号様式）により市長に申し出なければならない。

(報告の徴収)

第11条 法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について市長が認定管理者等に報告を求める場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に基づく報告依頼書（別記第6号様式）により行う。

2 認定管理者等が、前項の規定に基づき市長に報告する場合は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（別記第7号様式）により行わなければならない。

（改善命令）

第12条 法第5条の9の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（別記第8号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第13条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（認定に係る公表）

第14条 認定申請等をしようとする者がセンターの確認を受ける際に、マンションの名称、マンションの所在地及び認定コード等（以下「マンションの名称等」という。）について認定を受けた際の公表に同意した場合は、市長は、マンションの名称等を公表することができる。

（その他）

第15条 この告示の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月7日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市マンション管理適正化指針に関する管理計画確認書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所
氏名

この確認書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. マンションの名称

()

2. マンションの所在地

()

3. 景観配慮(奈良市追加基準)

以下の基準に該当することを確認し、それぞれ下欄の□にチェックをしてください。

☐ マンションが立地している地区の景観形成のための地区指定名及び規制などの内容について理解している。

☐ マンションが立地している地区の景観形成のために必要な届出をしている。

(注意)

1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第2号様式(第6条関係)

マンション管理計画の認定申請取下届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所
氏名

次の申請を取り下げたいので、奈良市マンション管理計画の認定等に関する要綱(令和5年奈良市告示第377号)第6条の規定に基づき届け出ます。

1. 申請年月日 年 月 日

2. 申請に係るマンションの名称

()

3. 申請に係るマンションの所在地

()

4. 理 由

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第3号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

次の申請に係るマンション管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4に規定する基準に適合しないため、同条の規定に基づき認定しないことを通知します。

1. 申請年月日 年 月 日

2. 申請に係るマンションの名称

()

3. 申請に係るマンションの所在地

()

4. 理 由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式(第8条関係)

認定管理計画に係る軽微な変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

認定管理者等 住所
氏名

次の認定管理計画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の9に規定する軽微な変更について、奈良市マンション管理計画の認定等に関する要綱(令和5年奈良市告示第377号)第8条の規定に基づき届け出ます。

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入ください。)
3. 認定に係るマンションの名称
()
4. 認定に係るマンションの所在地
()
5. 変更の内容
(変更しない項目については、「変更内容」欄に「―」をご記入ください。)

項 目		変 更 内 容
長期修繕 計画	修繕の内容※1	
	修繕の実施時期※1	
	修繕資金計画※2	
管理者等※3		
監事		
規約※4		
その他		

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 上表中※1については、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないものに限ります。
- 3 上表中※2については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないものに限ります。
- 4 上表中※3については、2以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第5条の4の認定(法第5条の7第1項の変更の認定を含む。)又は法第5条の6第1項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。)に限ります。
- 5 上表中※4については、監事の職務及び規則第1条の5第4号に掲げる事項の変更を伴わないものに限ります。
- 6 認定申請及び変更認定を行った際の申請書の添付書類のうち変更に係るものを添付してください。
- 7 規則第1条の9に規定する軽微な変更該当しない認定管理計画の変更は、法第5条の7の規定に基づく変更認定申請を行ってください。

第 6 号様式 (第 11 条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 8 に基づく報告依頼書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 1 4 9 号) 第 5 条の 8 の規定に基づき、次のとおり管理の状況について報告を求めます。

1. 報告を求めるマンション

(1) 認定番号 第 号

(2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)

(3) 認定に係るマンションの名称
()

(4) 認定に係るマンションの所在地
()

2. 報告を求める内容

3. 報告を求める理由

4. 提出期限及び報告先等

(1) 提出期限:

(2) 報 告 先: 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市整備部住宅課

(注意)

- 1 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

第7号様式(第11条関係)

管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

認定管理者等 住 所
氏 名
電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の8の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、次のとおり報告します。

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
(変更認定を受けた場合は、直近の認定番号・認定年月日をご記入ください。)
3. 認定に係るマンションの名称
()
4. 認定に係るマンションの所在地
()
5. 報告の内容

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 奈良市より報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。
- 3 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

第8号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の9の規定に基づき、次のとおり改善の措置を命じます。

1. 改善の措置を命ずるマンション

(1) 認定番号 第 号

(2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)

(3) 認定に係るマンションの名称
()

(4) 認定に係るマンションの所在地
()

2. 改善の措置の内容

3. 改善の期限

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第9号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長

認定管理計画の認定取消通知書

次の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の10第1項の規定により認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり通知します。

1. 認定番号 第 号
2. 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定番号・認定年月日)
3. 認定に係るマンションの名称
()
4. 認定に係るマンションの所在地
()
5. 理 由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(令和 5 年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 378 号

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 8 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱(平成 25 年奈良市告示第 422 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「いずれにも」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 1 日につき 6 時間以上、かつ、1 年度につき 20 日以上実施するもの
- (2) 預かり保育を利用する幼児の保護者から徴収する預かり保育の実施に要する 1 日当たりの費用から当該費用の減額を行っているもの

第 4 条第 1 項中「関する経費」の次に「から補助対象事業に係る収入額を減じた額」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、補助対象経費の額を限度とする。

- (1) 別表第 1 の中欄に掲げる 1 日の実施時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に実施日数を乗じて得た額
- (2) 別表第 2 の左欄に掲げる 1 年度の実施日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (3) 前条第 1 項第 2 号の減額に要した額(1 日当たり 1,000 円を限度とする。)

第 5 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 補助対象事業に係る収支予算書

第 9 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 補助対象事業に係る収支決算書

別表第 1 中「7,100 円」を「7,700 円」に、「8,170 円」を「8,880 円」に、「9,240 円」を「9,900 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 7 日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱第 3 条から第 5 条までの規定及び第 9 条の規定並びに別表第 1 の規定は、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 5 年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 379 号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 8 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱(昭和 61 年奈良市告示第 52 号)の一部を次のように改正する。

別表週休等加配保育士賃金補助金の項中「1,093 円」を「1,159 円」に改め、同表都市部における保育所等への賃借料支援事業費補助金の項中「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱(平成 29 年雇児発 0331 第 30 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を「都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱(令和 5 年こ成保第 15 号こども家庭庁成育局長通知)」に改め、同表多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金の項中「4,500 円」を「4,700 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 8 月 7 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

(令和 5 年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 384 号

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和 2 年奈良市告示第 72 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、奈良市人権文化のまちづくり条例（平成 21 年奈良市条例第 19 号）の規定に基づき、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方が養育している民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年に達していない子（養子を含む。以下「未成年の子」という。）がいる場合において、当該未成年の子の養育等に関して、家族として継続的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (4) パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (5) ファミリーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、未成年の子の養育等について、家族として継続的に相互に協力することを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第 3 条 パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法第 4 条に規定する成年に達していること。
 - (2) 双方が市内に住所を有していること（当該宣誓の日から 3 箇月以内に市内への転入を予定している者を含む。）。
 - (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がいないこと並びに本市及び本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体（以下「協定締結自治体」という。）において宣誓した相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
 - (4) 双方が近親者（民法第 734 条又は第 735 条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。）でないこと。
- 2 ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、未成年の子がパートナーシップにある者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計が同一であるものとする。

（宣誓の方法）

第 4 条 宣誓予定者は、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（別記第 1 号様式。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書（別記第 2 号様式。以下「確認書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。この場合において、15 歳以上の未成年の子についてファミリーシップの宣誓をしようとするときは、当該子が署名するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（3 箇月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。）（市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類）
 - (2) 独身証明書又は戸籍全部事項証明書（3 箇月以内に発行されたものに限る。）（外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。）
 - (3) ファミリーシップの宣誓を行う場合にあつては、当該未成年の子がファミリーシップの対象者であることを証明する書類及びパートナーシップにある者と当該未成年の子の生計が同一であることがわかる書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、宣誓予定者の一方若しくは双方又は 15 歳以上の未成年の子（以下この項において

「当事者」という。)が自ら宣誓書及び確認書に自署することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、市職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の際には、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、宣誓予定者が同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより確認を行うことができる。

(宣誓登録及び証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が要件を満たしているとき、当該宣誓者をパートナーシップ宣誓登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、奈良市パートナーシップ証明書（別記第3号様式）又は奈良市ファミリーシップ証明書（別記第4号様式。以下「証明書」という。）及び奈良市パートナーシップ証明カード（別記第5号様式）又は奈良市ファミリーシップ証明カード（別記第6号様式。以下「証明カード」という。）を宣誓書及び確認書の写しを添えて交付するものとする。

(通称の使用)

第7条 宣誓予定者は性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）であることを認める場合は、宣誓書及び確認書において、氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）を使用することができるものとする。

2 市長は、前項の場合においては、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

(宣誓内容等の変更等)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等記載事項変更届（別記第7号様式。以下「変更届」という。）に証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）及び変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 第5条及び前条の規定は、前項の規定により変更届の提出をする者について準用する。

3 市長は、変更届の提出を受け、証明書等の記載事項を変更したときは、変更後の証明書等を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第9条 宣誓者は、前条第3項に定める場合のほか、当該証明書等について、紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を受けようとするときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書（別記第8号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、再交付の申請をすることができる。

2 第5条及び第7条の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、証明書等を再交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届（別記第9号様式。以下「返還届」という。）に第6条又は第9条の規定により交付を受けた証明書等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(4) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

(子の氏名の削除)

第11条 宣誓者の未成年の子であってファミリーシップの登録を受けている者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）は、15歳に達した日以後に奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（別記第10

号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、登録簿及び証明書等からファミリーシップ対象者の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第 5 条の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第 1 項の規定により申立書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められる場合、当該未成年の子の氏名を削除した証明書等を宣誓者に交付する。

(宣誓の無効)

第 12 条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録簿から削除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 証明書等を不正に利用したとき。

2 登録簿から削除された者は、交付された証明書等を直ちに市長に返還しなければならない。

(自治体間での相互利用)

第 13 条 宣誓者が、協定締結自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓継続申告書(別記第 11 号様式)を提出したときは、本市が交付した証明書等を当該協定締結自治体において継続して使用することができる。

2 協定締結自治体から本市に転入した者で、本市で継続使用の届出をした者は、当該協定締結自治体が交付した証明書等を本市において継続して使用することができる。

3 前 2 項の規定により継続して証明書等を使用している者が、第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合又は協定締結自治体以外の自治体に転出した場合には、当該証明書等を交付した自治体に返還するものとする。

(プライバシーへの配慮)

第 14 条 市長は、市の施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(情報提供及び啓発)

第 15 条 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう必要な広報活動を行うとともに、市民や事業者に必要な適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定によりパートナーシップの宣誓の登録を受けている者については、この告示の相当規定に基づく宣誓者とみなす。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

(宛先) 奈良市長

私たちは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第1項に基づき、☐パートナーシップ ☐パートナーシップ・ファミリーシップにあることを誓い、署名します。

宣誓日： 年 月 日

宣 誓 者		
(ふりがな)		
氏 名		
[通称の場合は 戸籍上の氏名]	[]	[]
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
[住民登録して いるところ]		
	(アパート名等)	(アパート名等)

※以下の記載欄は必要な場合に記入

ファミリーシップ対象者となることを希望する者		
(ふりがな)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
	(アパート名等)	(アパート名等)

代 筆 者		
署 名		

※宣誓者の欄及びファミリーシップ対象者となることを希望する者の欄(15歳以上の場合)は、自署してください。やむをえない場合は代筆が可能です。代筆者の欄に代筆者が署名してください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

第2号様式（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするに当たり、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな

ふりがな

氏 名

氏 名

(通称の場合は戸籍上の氏名) ()

(通称の場合は戸籍上の氏名) ()

電話番号

電話番号

メールアドレス

メールアドレス

要綱の規定	確認事項（必ずお二人で確認してください。）	
	項 目	回 答 (該当するものに「✓」を付けてください。)
(定義) 第2条第1号及び 第2号又は第3号	双方又は一方が、性的マイノリティであり、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者であること。 互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常の生活において継続的に相互に協力し合うことを約した関係であること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
(年齢要件) 第3条第1項第1号	宣誓する当日において、パートナーシップの宣誓をしようとする双方が成年に達していること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
(居住要件) 第3条第1項第2号	双方が市内に住所を有していること。 当該宣誓日から3箇月以内に市内への転入を予定していること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません 転入予定者： 年 月 日 転入予定日： 年 月 日
(独身要件) 第3条第1項第3号	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び協定締結自治体において宣誓した相手以外の者とパートナーシップにないこと。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
(近親者でない) 第3条第1項第4号	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
(生計が同一) 第3条第2項	ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と同居しており、生計が同一であること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
(変更の届出) 第8条	宣誓した事項に変更が生じた場合は、関係書類を添えて速やかに届け出ること。	☐ 左記を確認しました
(返還の届出) 第10条	双方の意思によるパートナーシップ・ファミリー関係の解消、一方の死亡、市外への転出などの理由により証明書等を返還する必要がある場合は、速やかに届け出て返還すること。	☐ 左記を確認しました
(遵守事項) 要綱全体	宣誓時において、また証明書等の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。	☐ 左記を確認しました

第3号様式(第6条関係)

第 号

奈良市パートナーシップ証明書

氏名

氏名

様

様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

奈良市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

年 月 日

奈良市長

印

第4号様式(第6条関係)

第 号

奈良市ファミリーシップ証明書

氏名

氏名

様

様

ファミリーシップ対象者氏名

ファミリーシップ対象者氏名

様

様

宣誓日 年 月 日

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

奈良市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。

これからの人生を支え合い歩まれるご家族のご多幸を祈念いたします。

年 月 日

奈良市長

印

第5号様式（第6条関係）

表面

奈良市パートナーシップ証明カード

第 _____ 号

_____ 様 _____ 様

宣誓日 年 月 日

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日
奈良市長 印

裏面

この証明カードは、互いをそのパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓したお二人に交付しています。

パートナーシップの宣誓によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

※備考欄

第6号様式(第6条関係)

表面

奈良市ファミリーシップ証明カード		
第	号	
様		
宣誓日 年 月 日		
奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされた ことを証します。		
年 月 日		
奈良市長 印		

裏面

この証明カードは、互いをそのパートナー及び家族として、日常の生活において協力し合うことを宣誓した家族に交付しています。

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓によって法律上の効果(婚姻、相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

ファミリーシップ対象者氏名 ファミリーシップ対象者氏名

※備考欄

第7号様式(第8条関係)

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等記載事項変更届

(宛先) 奈良市長

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定に基づき、宣誓した事項について変更が生じたので、届け出ます。

年 月 日

窓口に来た人(宣誓者に限る。)

※氏名又は通称欄及び住所欄は変更前の内容を記載すること。

ふりがな	
氏名又は通称	
住 所	(アパート名等)
証明書等の番号	
変 更 理 由	☐ 改姓・改名 ☐ 転居 ☐ その他()
連 絡 先 (電話番号等)	

自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下欄に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

代 筆 者

氏 名	
住 所	(アパート名等)

裏面に続く

記載事項の変更

変 更 内 容				
1	氏名	変更前		
		変更後		
2	通称	変更前		
		変更後		
3	住所	変更前		
		変更後		
4	ファミリーシ ップ対象者の 追加・削除	氏名		
		生年月日		
		その他		
5	その他	変更前		
		変更後		

第8号様式 (第9条関係)

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書

(宛先) 奈良市長

年 月 日付けで交付された奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等の再交付について、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定に基づき申請します。

年 月 日

窓口に来た人(宣誓者に限る。)

ふりがな	
氏名又は通称	
住 所	(アパート名等)
連 絡 先 (電話番号等)	

自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、下欄に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

代 筆 者

氏 名	
住 所	(アパート名等)

再交付を希望する証明書等の種類 (いずれかに☑チェックを付けてください。)

- ☐ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書 (別記第1号様式) の写し
☐ 奈良市パートナーシップ証明書 (別記第3号様式)
☐ 奈良市ファミリーシップ証明書 (別記第4号様式)
☐ 奈良市パートナーシップ証明カード (別記第5号様式)
☐ 奈良市ファミリーシップ証明カード (別記第6号様式)

再交付を希望する理由 (いずれかに☑チェックを付けてください。)

☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損

☐ その他 ()

※紛失以外の理由の場合、交付済の証明書等と引き換えに、新しい証明書等を再交付します。

第9号様式(第10条関係)

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 氏 名 (又は通称)

住 所

電話番号

代筆者 氏 名

住 所

〔 自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です、
代筆者の氏名及び住所をご記入ください。 〕

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定に基づき、第6条の規定により交付を受けた証明書等を返還することを届け出ます。

返還理由

- ☐ パートナーシップ・ファミリーシップを解消したため。
- ☐ 宣誓者の一方が死亡したため。
- ☐ 宣誓者の一方又は双方が市外へ転出したため。
- ☐ ファミリーシップ対象者が成年に達したため。
- ☐ その他 ()

第10号様式(第11条関係)

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第11条第1項の規定に基づき、登録簿、奈良市ファミリーシップ証明書及び証明カードの記載事項から私の氏名を削除するよう申し立てます。

申立人

氏 名	
生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	
連 絡 先	

※申立書とあわせて本人確認できるものをご持参ください。

宣誓書の記載事項

登録番号	第 号	
氏 名 又は通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

第 11 号様式 (第 13 条関係)

パートナーシップ宣誓継続申告書

(宛先) 奈良市長

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、転入前の地方公共団体においてパートナーシップ宣誓制度を利用していたこと及び同要綱の規定を遵守することを申告します。また、今後、申請者の現況を確認するため、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、調査することに同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

	申請者	
ふりがな 氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
	☐ 転入済	☐ 転入済
	☐ 転入予定 (月 日)	☐ 転入予定 (月 日)
当初(転出地)の宣誓日	年 月 日	年 月 日
電話番号(連絡先)		

確認事項 (同意する場合は、□にレ印を付けてください。)

本申告書に基づき転入前の地方公共団体にこの申告の内容を通知し、及び申告時の提出書類又はその写しを送付することに同意します。

☐

(令和 5 年 8 月 14 日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第 15 号

奈良市下水道条例施行規程及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 8 月 16 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市下水道条例施行規程及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程
(奈良市下水道条例施行規程の一部改正)

第 1 条 奈良市下水道条例施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 2 項を加える。

2 厨芥類^{ちゅうかい}を破砕して汚水とともに排除する排水設備（以下「ディスポーザ」という。）を設置するときは、破砕された厨芥類を除去するための排水処理部とディスポーザが、配管等によって一体のシステムを構成するもの（以下「ディスポーザ排水処理システム」という。）でなければならない。

3 ディスポーザ排水処理システムについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部改正)

第 2 条 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

2 厨芥類^{ちゅうかい}を破砕して汚水とともに排除する排水設備（以下「ディスポーザ」という。）を設置するときは、破砕された厨芥類を除去するための排水処理部とディスポーザが、配管等によって一体のシステムを構成するもの（以下「ディスポーザ排水処理システム」という。）でなければならない。

3 ディスポーザ排水処理システムについて必要な事項は、管理者が別に定める。

第 13 条中「(平成 26 年奈良市企業局管理規程第 1 号)」を削る。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 8 月 16 日掲示済)

奈良市企業局告示第 45 号

奈良市企業局ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 16 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱
(目的)

第 1 条 この要綱は、奈良市下水道条例施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 1 号。以下「下水道規程」という。）第 5 条第 3 項及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 3 号。以下「農業集落規程」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づくディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置、維持管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、奈良市下水道条例（昭和 51 年奈良市条例第 16 号。以下「下水道条例」という。）及び下水道規程並びに奈良市農業集落排水処理施設条例（平成 12 年奈良市条例第 43 号。以下「農業集落条例」という。）及び農業集落規程で定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水と台所排水を専用配管で排水処理槽（排水処理部）へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式をいう。

(2) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水と台所排水を機械装置（排水処理部）によって固形物（以下「乾燥

ごみ等」という。)と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式をいう。

(3) 使用者 システムを使用する者をいう。

(4) 管理組合等 集合住宅等において、第6条に規定するシステムの維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。

(5) 製造者 システムを製造する者をいう。

(6) 販売者 システムを販売する者をいう。

(7) 維持管理業者 使用者又は管理組合等と維持管理契約を交わしたシステムを維持管理する者をいう。

(8) 規格適合評価書 公益社団法人日本下水道協会(以下「下水道協会」という。)が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)(以下「平成25年性能基準(案)」という。)による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。

(9) 認証書 平成25年性能基準(案)による製品認証を受けたことを示す文書をいう。

(10) 適合評価書 下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)に適合することを示す文書をいう。

(設置の基準)

第3条 システムは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) システムは、平成25年性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)に適合したものも設置できるものとする。

(2) 前号で規定するシステム以外は設置してはならない。

(3) システムの設置工事者は、奈良市排水設備指定工事店でなければならない。

(4) システムの設置は、システムが正常に機能するように適切かつ的確に行わなければならない。

(計画の確認)

第4条 システムを新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)するときは、下水道条例第5条又は農業集落条例第6条の規定に基づく計画の確認を受けなければならない。

2 前項の計画の確認を受けるときは、下水道規程第4条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書又は農業集落規程第2条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書に、下水道規程第4条第2項に規定する図書又は農業集落規程第2条第2項に規定する図書のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) ディスポーザ排水処理システム設置届(別記第1号様式)

(2) 維持管理計画書(別記第2号様式)

(3) 誓約書(別記第3号様式)

(4) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約確約書(別記第4号様式)

(5) 規格適合評価書及び認証書の写し。ただし、第3条第1号ただし書によるときは、適合評価書の写し

(6) システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等

(7) その他公営企業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるもの

3 システムの維持管理内容に変更が生じた場合には、その変更内容について書類を提出すること。

4 システムを廃止する場合においては、ディスポーザ排水処理システム廃止届(別記第5号様式)を提出すること。

(認証マークの表示)

第5条 平成25年性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたシステムには、下水道協会が発行又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示しなければならない。

(維持管理)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムの性能を保持するため、維持管理に関して第4条第2項第2号に基づき適正な管理をしなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、システムの維持管理に関して管理者の指示に従わなければならない。

3 システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならない。

4 使用者又は管理組合等は、システムの使用に当たり公共下水道又は排水処理施設に影響を及ぼす事故や故障が発

生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告しその指示に従わなければならない。

- 5 製造者又は販売者は、システムを販売する時は、使用者又は管理組合等に対し、適正な維持管理を行う必要があることを説明し、その理解を得るように努めなければならない。

(資料の保管及び提出)

第 7 条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムについての維持管理に関する資料等を 3 年間保管しなければならない。

- 2 使用者又は管理組合等は、管理者がシステムについて適正に維持管理されていることを確認するため前項の資料等の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

(立入検査)

第 8 条 管理者は、システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 13 条又は農業集落条例第 13 条に基づく立入検査を行うことができる。

- 2 使用者又は管理組合等は、前項の立入検査に協力しなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の承継等)

第 9 条 システムを有する建築物等の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前 3 条に定める使用者又は管理組合等の義務を承継するものとする。

- 2 前項に規定する承継の届出は、第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類によらなければならない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、システムの設置、維持管理等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システム設置届

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名
(電話)

ディスポーザ排水処理システムの設置（新設・変更）をしたいので次のとおり
届け出ます。

建築物の概要	名 称	
	設 置 場 所	
	戸 数	集合住宅 戸
		戸別住宅 戸
システム	名 称	
	規格適合評価番号	
	認 証 番 号	
	適合評価番号	
	メーカー名	

第2号様式（第4条関係）

(表)

維持管理計画書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

住 所
申請者 氏 名
(電話)

ディスポーザ排水処理システムが正常に機能し、安定した処理水の水質を確保できるように以下のとおり維持管理を実施します。

1 システムの概要

一 般 事 項	①設置場所 使用者、管理組合等					
	②システム の名称等	ディスポーザ部	・名称			
			・規格適合評価番号 及び年月日	年 月 日		
			・認証番号 及び年月日	年 月 日		
			・製造者			
		排水処理部	・名称			
			・規格適合評価番号 及び年月日	年 月 日		
			・認証番号 及び年月日	年 月 日		
			・製造者			
	③設 置 数 量		ディスポーザ部	個	排水処理部	個
	④設置工事者 (奈良市排水設備指定工事店)		電 話			
	⑤工 程		着 工 予 定 日	年 月 日		
		完 了 予 定 日	年 月 日			
⑥維持管理 業者	ディスポーザ部	電 話				
	排水処理部	電 話				
⑦維持管理に関する資料						
⑧排水設備設計図 (システムが記入された図)						
仕 様	排水処理部	①計画数量等	設計人員	人		
			計画生ごみ量	kg/日		
			計画汚水量	m ³ /日		
		②算定根拠				

(裏)

2 システムの維持管理計画

規格適合評価を受けた維持管理方法の内容を下記の項目に記入する。

処理水質 (排出する際、遵守する基準値)		BOD SS N-ヘキサン	mg/ℓ未満 mg/ℓ未満 mg/ℓ以下	
維持管理の内容	装置名	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部
	保守点検内容	・保守点検の頻度	・保守点検の頻度	・保守点検の頻度
			・配管清掃の頻度	・水質検査の頻度 (BOD、SS、N-ヘキサン)
			・汚泥清掃の頻度 (汚泥引抜、調整、清掃等)	
点検項目	点検主部	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部
	点検項目			
	保守点検記録表			

3 その他

※1 機械処理タイプはディスポーザ部の欄に記載する。

※2 維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。

※3 奈良市公営企業管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。

※4 使用者や維持管理業者が変更した場合は、本計画書の変更の届出を行う。

第3号様式(第4条関係)

誓約書

奈良市企業局ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱をはじめこれに関する事項及び下記の項目を遵守いたします。

記

- 1 自己の責任を持って、維持管理計画書のとおり適切な維持管理を行います。
- 2 維持管理体制に変更が生じる場合は、事前に書面で提出します。
- 3 公共下水道又は排水処理施設への放流水質について測定結果を求められた場合は速やかに提出します。
- 4 公共下水道又は排水処理施設への放流水質が性能評価値に適合しないときは、速やかに改善します。
- 5 当該システムについて新たに基準などを設け、又は変更したときはこれに従います。
- 6 システムを有する建築物を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対し、この誓約内容を承継させ、かつ、維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明します。

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名
(電話)

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

奈良市公営企業管理者

維持管理業務委託契約確約書

申請者 住 所
氏 名
(電話)

この度、ディスポーザ排水処理システムにかかる排水設備等計画確認申請書の提出に当たり、現時点では、使用者又は管理組合等及び維持管理業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者又は管理組合等及び維持管理業者が決定次第、維持管理業務委託契約を締結し、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は届出者が、責任をもって維持管理を行うことを確約します。

記

- 1 設置場所：
- 2 担当者及び連絡先：

第5号様式(第4条関係)

ディスポーザ排水処理システム廃止届

年 月 日

奈良市公営企業管理者

住 所
申請者 氏 名
(電話)

ディスポーザ排水処理システムを廃止しますので、下記のとおり届出ます。

システム	名 称	
	設置場所	
	戸数及び設置数	集合住宅 戸 ディスポーザ部 個 排 水 処 理 部 個
		戸別住宅 戸 ディスポーザ部 個 排 水 処 理 部 個

(令和 5 年 8 月 16 日揭示済)

消**防****奈良市消防局長訓令甲第 7 号**

全 職 員

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 8 月 3 日

奈良市消防局長 北 昌 男

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員任用規程（昭和 57 年奈良市消防長訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号ア中「男性については 160 センチメートル以上、女性については」を「おおむね」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとする。

附 則

この訓令は、令和 5 年 8 月 3 日から施行する。

(令和 5 年 8 月 3 日揭示済)

教**育****委****員****会**

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 31 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 8 号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成 24 年奈良市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表佐保バンビーホームの項中「157 人」を「76 人」に改め、同表伏見バンビーホームの項中「108 人」を「224 人」に改め、同表西大寺北バンビーホームの項中「87 人」を「157 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 8 月 31 日揭示済)